

健康保険証の更新を行います。

令和3年3月から医療機関における健康保険のオンライン資格確認システムが導入されることに伴い、10月1日から新しく発行する健康保険証などに順次、枝番を付与しています。

また、当健保組合の所在地変更に伴い新しい健康保険証を11月から交付しています。

現在加入されている皆様の健康保険者証等については、11月下旬頃に新しい健康保険証に更新させていただきますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

身分証明書や子育て・介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップで出来たり行政からのお知らせを受け取ることができるなど、さまざまなサービスに利用できるマイナンバーカードが令和3年3月からは健康保険証として利用できるようになります。

利用には事前の登録が必要になります

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、「マイナポータル」で事前に登録が必要です。なお、現在お持ちの健康保険証は令和3年3月以降も従来通り使用できます。

インフルエンザに備えましょう！

毎年、冬に流行する季節性インフルエンザの予防法の一つは「ワクチン接種」です。100%完全に感染を防ぐことはできませんが、症状を軽くし、重症化を防ぐ効果が期待できます。

1. インフルエンザの流行株は毎年変わりますので、毎年接種しましょう。

毎年、その年の流行に対応したインフルエンザワクチンが作られるため、昨年接種したから大丈夫ということではなく毎年ワクチンを接種することが大切です。ワクチンの効果は5カ月程度で低下します。

2. 早めに接種し、流行に備えましょう。

インフルエンザワクチンは接種してから約2週間後に効果が出始めますので流行の2週間前までには接種を済ませましょう。例年、流行が始まる12月上旬までにワクチン効果を得るためには11月中旬までに接種が必要です。

健保組合では10月から翌年3月までにインフルエンザ予防接種を受けた被保険者及び被扶養者を対象に一人につき千円の補助を行っています。詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください。

被扶養者資格の再確認を実施しています。

この調査は被扶養者の適正な認定を行うことにより、健保組合の財政に大きな影響を与える医療費や高齢者医療制度への納付金・支援金の算出の基礎となる数値の適正化を図るための重要な調査です。締切日は11月10日（火）となっていますので、未提出の場合は大至急、提出をお願いします。

（調査表の提出について）

- ① 「健康保険 被保険者 被扶養者 調査表」を記入して下さい。
- ② 調査表の「扶養控除申告」「年金受給」欄はそれぞれ該当する方に○印を付して下さい。
- ③ 収入有りの場合は「被扶養者収入申告書」を記入し、その金額が確認できる書類の写しを添付して下さい。
- ④ 学生の方は、学生証又は在学証明書の写しを添付して下さい。
- ⑤ 同一世帯であることが認定条件である場合は、住民票（謄本）の写しを添付して下さい。

特定保健指導を受診しましょう。

健診の結果、保健指導が必要と判断された方には特定保健指導が行われます。特定保健指導の費用については全額健保組合が負担いたしますので、生活習慣改善のためのきっかけと捉え積極的な利用をお願いします。